**定員４００の一院制議会を！**
**現行参議院の存在は益なく禍の震源地である。即刻廃止すべきである！**
　　　　　　　　　　２０１１年１月１４日

**１．参議院不要論**■ＧＨＱによる日本国憲法の草案が日本側に示された時点では衆議院だけの一院制議会であった。日本側は驚いて二院制を主張したが、マッカーサーは華族、貴族の制度も廃止されるのであるから、二院制は不要であり、能率も悪くなると説明したのである。しかし日本側の強い要望によりＧＨＱ側も折れて、急きょ一院・参議院がＧＨＱ日本国憲法草案に追加で加えられ参議院と、衆議院の二院制になったのである。（佐藤達夫『日本国憲法成立史』第三巻・有斐閣１９９４）
◆参議院も衆議院と同様に選挙で議員を選ぶので当然のこと政党化が進み、いわゆる衆議院のカーボンコピー化したのだ。参議院の国会中継をテレビで見ていると、ほとんど衆議院と変わらない質問とそれに対する同様の答弁である。ほんとにカーボンコピーそのものではないか。少し前の事であるが、大蔵大臣の宮沢大臣、また塩川大蔵大臣など８０歳を超える高齢者であったが衆議院で終わっているような答弁を再び参議院で行うために、延々と長時間居眠りも許されず緊張して座り続けている姿を見て、拷問に近いものを感じ心からの同情を禁じえなかった。
◆質問が集中する総理大臣始め主要な大臣は体力と忍耐力との戦いなのである。もちろん総理にしても、国民に対する説明、啓蒙の場が与えられていると割り切って一生懸命やっているが、今度は聞いている私たち国民のほうが同様な質問に対して同様な答えなので、うんざりしてくることも多いのである。
■今になってみればＧＨＱ草案の中でたった一箇所だけ日本側の強い要望で修正して突然に付け加えられたこの参議院は完全に裏目に出てしまったのである。お笑いのような悲劇なのである。マッカーサーの警告したとおりであった。

**２．参議院の弊害**■予算案と首相選出以外の全ての法案は参議院の賛同を必要としている。万一参議院で否決された法案は再び衆議院に回され、出席議員の３分の２以上の多数で可決しなければならない。この点に関しては米国の大統領に「拒否権を行使」されたようなものであり、参議院に多大な権限が与えられているとも言えるのである。衆議院で再び３分の２のカベを越えることは至難の業なのである。最低限３分の２条項を「過半数での再可決」条項に改正すべきであったのだ。　さもなければ下院である衆議院の優位性は担保出来ない。
■自由民主党は参議院の過半数割れに始まって、自公連立政権が出来た。参議院だけが過半数割れでも大政党は、小政党との連立を組まなくてはならず、特に参議院の存在ゆえに小政党の主張・意向が強くなりすぎる傾向があり民主政治の原点にもかかわってくる問題である。そして自民党、公明党の連立政権も２００７参議院選で過半数割れになり、ネジレ国会が到来した。政局も絡めて衆議院を通過した議案でも参議院で殆どの重要法案が葬られるようになった。政府を追い込むための参議院の悪用であり、政局そのものである。参議院は審議の場ではなく、政局の戦場になったのである。奇跡的に衆議院三分の二以上の議席を保っていた自公政権は特例な重要法案に限り例外事項としてこの三分の二条項を活用出来たのである。
■しかしネジレ国会を抱えた安倍政権、福田政権、麻生政権は皆短命に終始したのである。２００９年衆議院選で、反自公政権の民主党、社民党、国民新党の連合政権が出来たが、翌年２０１０年の参議院選で民主党の大敗により、再度ネジレ国会が出現した。今度は「三分の二条項を行使」出来る議席数が与党にはない。予算は衆議院決議で通過出来てもそれを執行する関連法案は衆議院だけでなく、参議院も含めた両院通貨が原則であり、特例法案では三分の二条項が活用できるが、現状では不可能である。政局や選挙がらみになれば殆どの法案が議決、執行出来ない。政権はまたつぶれるのである。
◆日本国憲法下のような二院制は、一院と二院で同じ決定をするならば第二院の存在意義はほとんど無いといえる。衆議院のカーボンコピーである。もしも一院と二院とが異なる決議をすれば第二院の存在自体が非常に有害な存在となるのである。いずれにしろ無用の長物それ以上で、存在自体が有害である故に、もっと早くに無くすべきであったのだとの結論である。なぜこんなものを長期間放置してきたのか責任を問うべきなのである。

**３．世界の大勢は一院制である。**◆『西欧の議会』（読売新聞社１９８９）の中で、政治学者の岡野加穂留氏は「私は四半世前からいったい民主主義的議会というものは、二院制が適当か、一院制が適当かという観点から列国議会同盟の資料を基に分析してきたところ良く解ったことは、「連邦制国家」をとっていない場合、または貴族制度がない場合は大体一院制になっているか、一院制の方向に行きつつあるということです。通常の選挙を行っている５６の国家のうち単一国家４２カ国の場合、二院制の国家は１２カ国で、一院制をとっている国家は３０カ国になります。「連邦制国家」の場合は、一院制はなく１４カ国のうち全部二院制をとっている｣と述べています。
■日本には貴族制度が存在せず単一国家なので地方議会と同様に一院制議会があるべき姿なのである。多くの費用と時間の空費と少数政党の権限を異常に強くする可能性があり、民主主義の原則に触れる点を含んでいる日本のような二院制は世界の大勢に合わせて一院制に改革してゆくべき重要な事項なのであります。
◆一院制では審議が偏向する可能性があるとの疑念に基づき二院制を主張してきた人がいますが、結果的にはもっと歪んだものに成る可能性があるということなのある。衆議院のチェック機能としての参議院の必要性が指摘されてきましたが、現在では政府の動向をいちいち監視チェックしている数多くの高度なメディアが常時注視し続けていることや、何よりも国民による選挙こそが最高のチェック機能になるのである。
◆残念ながら現在の参議院は、衆議院に出場できない為に参議院に出る（立候補）場合や、衆議院に落選してしまいその結果参議院に出るといったようなケースが少なからずあるのである。
最近ではデンマークやスエーデンも二院制の弊害に悩み、一院制議会に変更した例もあり、結果は良かったとのことで、再び二院制に戻そうと言うような意見は皆無のようです。参議院を廃止して一院制議会にすべきであると言う提案には説得力があるのです。
■特殊な中華人民共和国を例外として、小国は殆ど始めから一院制を選択しています。議会制の母国であるイギリスの影響があった為、多くの国が二院制議会を選択致しましたが、多くの国が一院制に移行したのです。主だった幾つかの具体例をあげれば、アイスランド１９９１、エジプト１９７２、韓国１９６１、クロアチア２００１、スゥエ―デン１９７０、デンマーク１９５３、トルコ１９８０、ポルトガル１９７４年等など。二院制から一院制に移行してから、再度二院制へと復帰した国はありません。

**４、国民選挙の二院制の国は、日本、イタリア、米国だけである。**■二院制を選択する国も、国民の直接選挙で選出し、日本のような任期がある国は、日本以外ではイタリアと米国だけで有ります。イタリア議会の上院の任期は５年で大統領推薦議員５人、永続議員現在は８人のほか、３１５人は民選で選出される。６３０人の下院とは、「全く完全対等な権限」がある。全く対称の上院、下院二チームの議会で有ると言えるのです。細部は省略するが、ファシズムからの反省が世界でも異例の二院制議会を構築していると言えるようで有ります。
■米国の上院は、各ステート・州から２名ずつ１００人で構成されて、外交と安全保障の先議権が下院に対して存在している。この１００人は大統領予備軍にも成っている。全員が大統領候補者なのであり、州知事の候補者であります。米国大統領は、基本的には、上院議員、またはそのＯＢ，各州知事の中から予備選を通じて選出され、本選で米国国民により最終的に選出される。米国の下院は人口比例の選出で、４３５人が選出され、下院には国家予算に関しての先議権がある。米国の議会は上院、下院の役割が明確になっている。
◆日本の参議院は、日本からの唯一の依頼により、後で追加してＧＨＱが憲法草案に追記したことと、マッカーサーもしぶしぶ参議院をあとで加える事に賛同した経緯もあり存在が曖昧である。注目すべきなのに注目されずに最近まで来たのが「参議院の拒否権行使」である。米国人が作成した為に、米国大統領の「拒否権の思想」が、「三分の二条項」を残したのである。米国大統領は人道上のこと、たとえば、中絶問題、卵子の生体実験活用等など政治を超えた問題等などで拒否権を活用するが、日本の現参議院のように、ただの政局がらみで「大統領拒否権」を活用するような事はまずないのである。
◆「三分の二条項」が「過半数条項」に改正されれば、「参議院の拒否権行使条項」とは言いきれないので、この点は衆議院の優位性を維持するならば早急に憲法改正すべきでありました。現状では、拒否権を政局的に行使出来る「参議院の対衆議院優位性」が政治的な問題を起こし、短命政権への大きな一役を担っているのである。参議院の存在自体が日本を弱体化させているのだ。

**５．参議院廃止で定数４００人の一院制議会を提案する！**■イタリア、米国以外のわずかな国々の二院制は、下院・衆議院だけ国民総選挙で選出し、権限も下院主体である。どの国も上院は日本やイタリアや米国のような選挙での選出ではなく、任期すらない国が多い。決議権などは殆どない。二院制国家も多くの国が、一院制に転換してしまったので、超極論であるが、日本の参議院の選出感覚と、議会の権限感覚からすれば、日本以外は、米国と、イタリアだけが例外の二院制国家であり、一般的には一院制がごく普通の議会の状態で有ると言えるのである。
◆一院制にした場合は、米国のような上院が無いので、外交、安全保障等などをも考慮して、選挙区範囲拡大などをして、２人区，３人区、４人区、５人区等などの中選挙区にして、敗者復活のような、非正常である比例区選挙は廃止すべきである思う次第であります。
県会議員選、都議会議員選のように小選挙区制の区割りは、地域密着になり、外交、安全保障、などを担当する国会議員選出の範囲やレベルを地方議会の選択権に落しかねないのであります。一院制で心配が残れば、参議院の拒否権に代えて、「内閣総理大臣に拒否権を付与」した方がより混乱なくすっきり致します。参議院廃止と併せて考えるべき課題でしょう。この場合でも「三分の二条項」にするか「過半数条項にするか」検討がなされるべきでしょう。

**６、現参議院廃止と補助検討事項**

**１）専門家会議「政府審議院」の設置**◆日本国政府は、二院制をマッカーサーＧＨＱに哀願した時に、院名を「上院」、「第二院」、「元老院」、「徳議員」、「審議院」、「参議院」など出したようだが、「参議院」アタリが無難であるとのことで参議院に命名されたのだ。
これらの事も踏まえて、選挙で無く推薦で選任し、宗教界、学会、言論界、経済界、芸術界、在日外国人代表、等などの専門家を結集して「政府審議院」または、「参議院」を構築すべきである。　議決権はなく、政府と議会に対しての提言機構とする。任期６年半数３年ごと改選する。

**２）衆議院の定員４００人、中選挙区復活と比例区廃止を！**◆自民党の選挙公約も一院制と議員定数の削減を主張している。民主党のマニフェストも議員定数の削減を主張している。参議院廃止と政府審議院設置で思い切った革命的な削減を決断すべきである。選挙公約に掲げれば、国民の大賛成を勝ち取るであろう。
米国は広大な国土であり、人口３億人の国家であり、５０のステートになる多民族集合国家であるが、下院議員総数は４３５人であり、１００名の上院を加えても５３５人の国会議員で有る。
「自由の国」「小さな政府」は大局的には、共和党も、民主党も「米国合衆国憲法の規定」により、議員定数は絞ってあり、全議員が大活躍をしているのである。「フォアーザ・タックスぺイヤー」の姿勢と思想が徹底化された国である。

**３）国家の財政改革は参議院の廃止から！**「政府審議院」の議員の方々は、無給・手弁当の基準での奉仕活動で任務をこなしていただく。
事務員、事務費など、活動に関した費用は国家補助とする。委員の人数は１２０人から２４０人以内で人数と細目は国会で決める。